

資料3 WES 9801:2026 特定認定高度保安実施者による保安検査基準（コンビナート等保安規則関係）の技術評価書(案)に対する設備技術規格評価委員の意見聴取結果

No.	対象箇所	意見の内容	委員	意見への対応	技術評価書(案)の修正有無
1	資料3－1 技術評価書(附属書1を含む)(案) I.項 技術評価の要件2.項の確認内容	「別添2_1 特定認定・・・改定内容について」と資料のタイトルを記載しているが、別添2_1の表紙（1/31）では、タイトルは改正とある。（改定と改正の相違）	木下	技術評価書(案)の技術評価の要件2.項の確認内容に記載している別添2-1の「改定」は、別添2-1に実際に記載されている「改正」へ修正します。また、申請団体が作成した別添一覧表にある別添2-1の「改定」についても誤字につき、申請団体に確認のうえ「改正」へ修正します。 なお、別添2-1の「基準改定 内容」および別添2-4の「KHKS の比較」の空白につきましては、申請団体作成の別添一覧表の記載どおり反映しているものです。	有
		「別添2-1_特定認定高度保安実施者による保安検査基準 改定内容について」 「基準 改定内容」に空白があるとともに、「改定」という語句は「改正」では、 「別添2-4_WES 9801とKHKS の比較」 「KHKS の比較」らに半角が含まれている、	菅田		
2	資料3－1 技術評価書(附属書1を含む)(案) I.項 技術評価の要件3.項の確認内容	「別添2-1_特定認定高度保安実施者による保安検査基準 改定内容について」 「基準 改定内容」に空白があるとともに、「改定」という語句は「改正」では、 「別添2-4_WES 9801とKHKS の比較」 「KHKS の比較」らに半角が含まれている、	菅田	同上	有
3	資料3－1 技術評価書(附属書1を含む)(案) 附属書1 項目9.の評価	「過去に承認された旧版（2025年版）の有効期限は、以下の理由により2年とする。」 この文章はどこから引用しているのでしょうか、別添4-1にはありません、	菅田	申請団体に確認したところ、「圧力設備サステナブル保安部会 民間規格評価機関への申請及び対応要領」の4.項に改正前の民間規格の経過措置期間について次のとおり規定されています。 「経過措置期間は、設備技術規格評価委員会のホームページに掲載された日から起算して原則1年とする。但し、改正内容により事業者内における規程類の変更、変更に関する教育、改正前と改正後の差に伴う検査方法変更点への対応、認定申請書の変更に関する手続き等により多くの時間を要すると部会が判断した場合は、経過措置期間を個別に設定する。」 従い、当該要領を別添4-4として添付資料2の民間規格等作成団体の規則に追加し、項目9.の評価に「【別添4-4_圧力設備サステナブル保安部会民間規格評価機関への申請及び対応要領 第4.項】にもとづき、」を追記します。	有
4	資料3－3 資料2 民間規格作成団体 作成資料 添付資料1 民間規格等作成団体の審議に係る説明	件名2に、日本溶接協会理事会2026年6月10日審議済と記載されている。別添1-1 第39期第11回定例理事会の議事録（案）によると、理事会開催は5月21日のようである。（転記時のミスか？）	木下	申請団体に確認のうえ、添付資料1 民間規格等作成団体の審議に係る説明の件名②に記載している「2026年6月10日審議済」を「2026年5月21日審議済」へ修正します。 また、同様に件名③の2)に記載している「2026年6月13日」を「2026年5月13日」へ修正します。	有
5	資料3－3 資料2 民間規格作成団体 作成資料 別添1-6 209/209	209/209ページの資料番号は9となっているが、10ではないでしょうか。（208/209ページの資料は9になっている。単なる誤字か）	木下	申請団体に確認のうえ、別添1-6(209/209)の右上に記載している「資料⑨ 1/1」は「資料⑩ 1/1」へ修正します。	有
6	資料3－3 資料2 民間規格作成団体 作成資料 別添2-1 25/31	理解努力時間に1時間当たりと1時間当りが混在している。（WEBで公開している自主基準も混在）	木下	申請団体に確認のうえ、別添2-1(25/31)の表1 自主努力時間数一覧に記載している「1時間当り」は、「1時間当たり」へ修正します。 なお、申請団体にてWEBで公開している自主基準も同様に修正しています。	有
7	資料3－3 資料2 民間規格作成団体 作成資料 別添5-1 33/37	WES9801:2026規格 解説4.9 余寿命の算定 FEAを使用したLv3を採用するが、FEAの技術品質の担保はどう対応するのでしょうか？	小島	申請団体に確認したところ、以下の内容を解釈Q&Aに追加するとの回答を得ましたので、資料3-5を差し替えます。 「簡条4（資格）の規定に基づき、この規格を使用する者は、この規格を十分理解した上でこれを適用することを前提としています。また、日本溶接協会圧力設備サステナブル保安部会では、2026年度中に破壊試験を例題としたLv3 評価（FEA）ラウンドロビンテストを計画しています。実際にFEAを実施する者は、このテストに参加して技量に問題がないことを確認したうえで評価を行うことを想定しています。」	有
8	資料3－3 資料2 民間規格作成団体 作成資料 別添5-2 5/63	WES9802:2026規格 2.引用規格 JIS Z 2305の用語について。 （誤）非破壊試験技術者 ⇒（正）非破壊試験技術者の資格及び認証 ではないでしょうか。	渡	申請団体に確認したところ、以下の回答を得ました。 「ご指摘の通り、JIS Z2305の名称は「非破壊試験技術者の資格及び認証」が正です。規格番号は間違っておらず、現在の書き方でも使用者が間違ったJISを参照にすることはないと考えられますので現在改正検討中の2027年版で修正を反映いたします。なお、他規格名称についても確認し、誤記がないことを確認しております。」	無
9	資料3－3 資料2 民間規格作成団体 作成資料 別添5-2 41/63	WES9802:2026規格 附属書C C.2.8 クリープ域で運転する部材の評価 ①附属書CにしたがってAPI579-1/ASME FFS-1のクリープ評価を行う際、使用材がJIS材の場合には、JIS材と（API579-1/ASME FFS-1に記載された）ASTM材のクリープデータの差異が考えられますが、どのように対応するのでしょうか？ ②API579-1/ASME FFS-1にデータがない材料などもあるが、この点はどのように対応するのでしょうか？	小島	申請団体に確認したところ、以下の内容を解釈Q&Aに追加するとの回答を得ましたので、資料3-5を差し替えます。 「①API579-1/ASME FFS-1により評価する際は、規格に記載の通り、使用者が「評価対象設備の材料又はそれと同等」のデータを選択し評価します。使用材がJIS材の場合で、API579に記載されたASTM材と同等とみなすことができないと使用者が判断した場合には、NIMS等の公的データや実測データなど対象材料に関してより適切なデータを選定して評価を行います。但し、現状このようなケースは生じておらず、当該規格材料のクリープ強度に問題が発見された等の特殊なケースと考えています。 ②高圧ガス法適用機器においてAPI579-1/ASME FFS-1にデータがない材料に対しては、特認申請時等に用いた製造者の材料データまたはNIMS等の公的データを使って評価を行います。 なお、クリープ評価は、寿命予測可能な劣化損傷に対する手法として各社が従来から実施してきたものであり、これまで各社が共通的に活用してきた手法の一つであるAPI579-1/ASME FFS-1のクリープ評価手法について保安検査規格の一部として活用方法を改めて明確にしたものであって、新しい考え方を導入したものではありません。」	有